

令和 2 年 5 月 13 日

(令和 2 年 9 月 10 日一部更新)

(令和 3 年 2 月 15 日一部更新)

## 新型コロナウイルス感染症に係る道税の納税猶予に関する Q & A

### 目 次

#### I 猶予制度とは

(猶予制度の仕組み)

問 1 猶予制度とはどのような制度か。〔R3. 2. 15更新〕

(猶予を受けられる場合)

問 2 どのような場合に猶予制度を利用できるか。〔R3. 2. 15更新〕

問 3 納税資金はあるが、将来減収となる不安がある場合には猶予は受けられるのか。〔R2. 9. 10更新〕

問 4 無理をして期限までに納税したが、今から返還してもらい、その上で猶予を受けることは可能か。

(猶予を受けられる税目)

問 5 どのような税目(法人道民税、法人事業税、個人事業税など)について猶予を受けられるのか。

(中間申告分等の猶予)

問 6 確定申告分だけでなく、中間申告分や修正申告分などでも猶予を受けられるのか。

(猶予と期限延長の違い)

問 7 猶予と申告期限等の延長とは違うのか。

(猶予と免除の違い)

問 8 猶予を受けると税金の支払いが免除されたり、払った税金が還付されるのか。

#### II 猶予の効果

(特例猶予の通知)

問 9 特例猶予が許可された場合、通知がされるのか。〔R2. 9. 10追加〕

(猶予期間中の税金の納税)

問10 猶予を受けた後はどのように税金を払っていくのか。

(猶予を受けられる期間)

問11 どの程度の期間猶予を受けられるのか。

問12 特例猶予を受ける場合であっても、中間申告分や予定納税分について、1年間の猶予が受けられるのか。〔R2. 9. 10追加〕

(猶予期間の延長等)

問13 最初に受けた猶予期間内に税額を支払えなかった場合にはどうなるのか。

#### III 猶予を受けられる要件(換価の猶予・特例猶予共通)

(一時に納税が困難)

問14 「一時に納税することが困難」とはどのような意味か。

(猶予額の計算)

問15 猶予額の計算に当たって、手元資金の現預金額には国等からの給付金や緊急融資を含める必要があるのか。

問16 猶予額の計算に当たって、当面の資金繰りに必要な額はどの程度認められるのか。

(納税困難な理由)

問17 納税が困難な理由は何でもよいのか。

(滞納している税金がある場合)

問18 現在滞納している税金がある場合には猶予を受けられないのか。

(担保の提供の要否)

問19 猶予を受けるためには担保の提供は必要か。

#### IV 特例猶予を受けられる要件

(新型コロナウイルス感染症と収入の減少の因果関係)

問20 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響による収入の減少とは何か。

問21 収入減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響であることを証明する必要があるか。

(収入の減少率の計算)

問22 どの程度収入が減少していれば、特例猶予の適用を受けられるか。

問23 収入の減少率が20%未満の場合には特例猶予を受けられないのか。

問24 「任意の期間(1か月以上)」については、例えば、3月1日から3月31日までなど、暦通りの月でないといけないのか。

問25 前年同期の収入金額が分からない場合は、減少率をどう算出すれば良いか。

問26 前年同期には事業を行っていなかった場合は、減少率をどう算出すれば良いのか。

(黒字の場合の特例猶予の適用)

問27 対象期間の損益が黒字の場合でも特例猶予を受けられるか。

(一時的な収入がある場合の収入金額の計算)

問28 「事業等に係る収入」とは何か。一時的な収入も含まれるのか。

(国からの給付金等を受け取った場合の収入金額の計算)

問29 国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金、持続化給付金等)は「事業等に係る収入」に含まれるか。

(賃料を減免・猶予した場合の収入金額の計算)

問30 不動産賃貸業を営む納税者が、賃借人に対し賃料を減免したり、支払を一定期間猶予したような場合は、「収入の減少」に該当するのか。

(フリーランス、給与所得者の方)

問31 フリーランスは特例猶予を受けられるか。[R2.9.10更新]

問32 パートやアルバイトの給与所得者は特例猶予を受けられるか。

(特例猶予の対象となる道税)

問33 特例猶予の要件で、「令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する道税」とは具体的にどのような税金が含まれるのか。[R2.9.10更新]

(特例猶予の要件を満たさない場合)

問34 収入の減少率が低いなど、特例猶予を受けられる要件を満たさない場合は、直ちに納税する必要があるのか。

(特例猶予の適用)

問35 令和3年2月2以後に納期限が到来する道税について、特例猶予はもう受けることができないのか。[R3. 2. 15追加]

(特例猶予の申請期限)

問36 令和3年2月1日より前に納期限が到来する道税について、申請期限までに特例猶予の申請ができなかった。このような場合も、特例猶予は受けられないのか。[R3. 2. 15追加]

問37 特例猶予を受けているが、猶予期間が終了したらどうなるのか。[R3. 2. 15追加]

問38 特例猶予の猶予期間の終了日はどうやって確認すればよいか。[R3. 2. 15追加]

## V 猶予申請の手続

(申請の必要性)

問39 猶予を受けるためには申請が必要なのか。あるいは、自動的に猶予を受けられるのか。

(申請の期限)

問40 猶予の申請に期限はあるのか。[R2. 9. 10更新]

問41 猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなるのか。

(換価の猶予を受ける場合の延滞金の発生時期)

問42 換価の猶予を受けようとする場合、猶予の申請期限内であれば、いつ申請をしても延滞金の負担は同じか。

(申請書の記載方法等)

問43 申請書の記載方法が分からない場合にはどこに尋ねればよいか。

(特例猶予の申請に必要な書類)

問44 特例猶予申請のためにはどのような書類を準備する必要があるか。

(申請書の提出方法)

問45 都道府県から外出自粛の要請が出ているが、総合振興局等に行かなければ申請できないのか。

(税理士による代理申請)

問46 税理士に申請書の提出や電子申請(eLTAX)を依頼することは可能か。

(eLTAXの利用可能時間)

問47 eLTAXは、いつでも利用可能なのか。

(申請から猶予適用までの所要日数)

問48 申請書を提出してから結果(猶予の許可)が通知されるまで何日程度かかるか。

(申請から猶予適用までの間の延滞金)

問49 申請から許可までの間の延滞金は軽減・免除されないのか。

(国税等の猶予申請)

問50 国税、市町村税(地方税)、社会保険料についても猶予を受けたいが、それぞれ申請する必要があるか。

## VI 特例猶予から他の猶予への切替え

(特例猶予期間内に納税できない場合)

問51 特例猶予の猶予期間が終了するが、期間内に納税できない場合はどうすればよいか。[R3. 2. 15追加]

(特例猶予から他の猶予への切替え)

問52 特例猶予の猶予期間が終了した後に他の猶予を受けるためにはどうすればよいか。[R3. 2. 15追加]

I 猶予制度とは  
(猶予制度の仕組み)

問1 猶予制度とはどのような制度か。[R3. 2. 15更新]

(答)

- 猶予制度は、期限内の納税が難しい場合に、申請により総合振興局長（振興局長、道税事務所長）の承認を受けて、期限後に（必要に応じ分割して）納税ができるようになる制度です。
- 猶予を受けるためには一定の要件を満たす必要がありますが、猶予期間中（原則1年間）は、延滞金が軽減されます（※）。（換価の猶予）
  - ※ 令和2年中における延滞金の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。  
令和3年中における延滞金の軽減については、年8.8%の割合が年1.0%の割合となります。
- 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により、収入に相当の減少があったことなど一定の要件を満たす場合には、猶予期間に係る延滞金は全額免除されます。（特例猶予）

（注）換価の猶予又は特例猶予を利用するための要件については、Ⅲ《猶予を受けられる要件》をご参照ください。
- その他、次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に徴収の猶予が認められることがあるため、ご相談の際、お申し出ください。（徴収の猶予）
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
  - ・ 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(猶予を受けられる場合)

問2 どのような場合に猶予制度を利用できるか。[R3. 2. 15更新]

(答)

○ 主な猶予制度としては以下の(1)(2)があり、それぞれ記載の要件をいずれも満たす場合にその猶予制度を利用することができます。

(1) 換価の猶予(延滞金軽減※)

- ・ 一時に納税することにより、事業の継続・生活維持が困難となるおそれがあること。
- ・ 納税について誠実な意思があること。
- ・ 納期限から6か月以内に申請があること。
- ・ 猶予を受けようとする道税以外に滞納がないこと。

(注) 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

※ 令和2年中における延滞金の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。  
令和3年中における延滞金の軽減については、年8.8%の割合が年1.0%の割合となります。

(2) 特例猶予(延滞金全額免除)

- ・ 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年2月1日以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期と比べて概ね20%以上減少していること。
- ・ 一時に納税することが困難であること。

(注) 1 担保は不要です。

2 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する道税が対象です。

3 詳細については、Ⅲ《猶予を受けられる要件》をご参照ください。

問3 納税資金はあるが、将来減収となる不安がある場合には猶予は受けられるのか。[R2. 9. 10更新]

(答)

○ 従来の猶予制度では、納税資金がある方は猶予を受けられませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の見通しに不安を抱えている方も多と考えられます。そのため、特例猶予では、要件の判定に当たって、当面必要な運転資金として、事業継続のために少なくとも6か月間に支出が予定されている費用及び事業継続のために必要な臨時支出を考慮することとしています。

○ したがって、納税資金がある方でも、当面必要な運転資金を下回る場合は特例猶予を受けることができる場合がありますので、猶予申請の方法などについては、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。

問4 無理をして期限までに納税したが、今から返還してもらい、その上で猶予を受けることは可能か。

(答)

- 猶予制度は、期限内の納税が難しい場合に、申請により総合振興局長（振興局長、道税事務所長）の承認を受けて、期限後の（分割）納税ができるようになる制度であり、既に納税している分について返還を求めることはできません。

(猶予を受けられる税目)

問5 どのような税目（法人道民税、法人事業税、個人事業税など）について猶予を受けられるのか。

(答)

- ほとんど全ての税目が対象となりますが、証紙徴収に係る自動車税環境性能割や狩猟税などについては対象となりません。
- また、一旦、道に納めていただく国税（特別法人事業税（又は地方法人特別税））についても、同じように対象となります。

(中間申告分等の猶予)

問6 確定申告分だけでなく、中間申告分や修正申告分などでも猶予を受けられるのか。

(答)

- 総合振興局長（振興局長、道税事務所長）に申請していただくことにより、猶予の適用を受けることができます。

(猶予と期限延長の違い)

問7 猶予と申告期限等の延長とは違うのか。

(答)

- 猶予制度は、期限後の（分割）納税ができるようになる制度であり、申告・申請・請求などの期限そのものが延長されるわけではありません。
- これに対し、申告期限等の延長は、外出自粛要請や交通の途絶などにより、申告・申請・請求などの行為自体ができない場合に、総合振興局長（振興局長、道税事務所長）へ申請をすることにより、申告期限等を延長できる制度です。

(猶予と免除の違い)

問8 猶予を受けると税金の支払いが免除されたり、払った税金が還付されるのか。

(答)

- 猶予制度は、期限後の（分割）納税ができるようになる制度であり、税金の支払いそのものが免除されたり、支払った税金が還付されたりすることはありません。

## II 猶予の効果

(特例猶予の通知)

問9 特例猶予が許可された場合、通知がされるのか。[R2. 9. 10追加]

(答)

- 納税者から申請のあった特例猶予を許可した場合は、納税者に対して、「徴収猶予許可通知書」を送付します。
- なお、「換価の猶予」や「徴収の猶予」といった他の猶予制度を許可した場合にも、猶予税額、猶予期間を記載した通知書を送付します。

(猶予期間中の税金の納税)

問10 猶予を受けた後はどのように税金を払っていくのか。

(答)

- 換価の猶予の場合、換価猶予通知書に記載された分割納税金額をそれぞれの分割納税の日までに納税をする必要があります。
- 特例猶予の場合には、猶予期間中（原則1年間）の任意の時期に納税できます。分割納税することもできますので、希望される場合は、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にお申し出ください。
- 既に換価の猶予又は徴収の猶予を受けられている方で、分割納税の日までに納税が難しい場合は、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。

(猶予を受けられる期間)

問11 どの程度の期間猶予を受けられるのか。

(答)

○ 換価の猶予の適用期間については、通常、納税者から収入や支出の状況などを伺いながら、納税者個々の実情に応じて最短の期間としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが困難な方については、迅速かつ柔軟に対応するため、納税者の方から特段の申し出がない限り1年間猶予しています。

○ 特例猶予については、原則1年間納税が猶予されます。

問12 特例猶予を受ける場合であっても、中間申告分や予定納税分について、1年間の猶予が受けられるのか。[R2.9.10追加]

(答)

○ 特例猶予を受ける場合であっても、中間申告分や予定納税分について猶予を受けられますが、猶予期間は、その猶予を受けた中間申告分や予定納税分と同じ年分(事業年度)の確定申告期限までとなります。確定申告期限後は、換価の猶予又は既存の徴収の猶予の申請をすることができます。

(猶予期間の延長等)

問13 最初に受けた猶予期間内に税額を支払えなかった場合にはどうなるのか。

(答)

○ 納税ができない事情を最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。ご事情に応じた対応をさせていただきます。

(注) 特例猶予の適用期間は原則1年間ですが、それまでに納税ができない場合で、換価の猶予又は徴収の猶予を適用できるときは分割納税ができます。



### Ⅲ 猶予を受けられる要件（換価の猶予・特例猶予共通）

（一時に納税が困難）

問14 「一時に納税することが困難」とはどのような意味か。

（答）

○ 「一時に納税することが困難」とは、納税すべき道税の全額を一時に納税する資金がないこと、又は納税すべき道税の全額を一時に納税することにより納税者の事業の継続若しくは生活の維持を困難にすると認められることをいいます。

○ 具体的には、納付可能金額（手元資金－当面の資金繰りに必要な額）が納税すべき道税の額に満たないケースが該当します。

（注）特例猶予の場合、換価の猶予等の場合と比較し、「当面の資金繰りに必要な額」を多く見積もることができます（問16参照）。

（猶予額の計算）

問15 猶予額の計算に当たって、手元資金の現預金額には国等からの給付金や緊急融資を含める必要があるのか。

（答）

○ 手元資金には、計算上は給付金や緊急融資の額を含めませんが、給付金等について、事業継続等のため支出先が決定している場合は、納付可能額を算出する際に運転資金や臨時支出の額を同額分増加させますので、実質的には猶予を受けられる額には影響しません。現預金額に給付金等の額が含まれている方は、ご相談の際にお申し出ください。

問16 猶予額の計算に当たって、当面の資金繰りに必要な額はどの程度認められるのか。

（答）

○ 当面の資金繰りに必要な額は、納税者個々の事業の状況や資金繰りの状態により異なりますので一概には言えませんが、一般的には、事業継続のため1か月以内に支出が予定されている金額は運転資金として納税資金から除外します。

○ なお、特例猶予の場合には、事業継続のため6か月以内に支出が予定されている金額は運転資金と認めるほか、それ以外にも事業継続のため必要な臨時支出が見込まれば加算できます。

（注）売上の減少に応じ、直近の支出が減少している場合でも、通常の支出額をもって当面の資金繰りに必要な額を算出することができる場合がありますので、ご相談の際にお申し出ください。

(納税困難な理由)

問17 納税が困難な理由は何でもよいのか。

(答)

- 特例猶予の場合、新型コロナウイルスの影響によることが必要とされますが、その影響は直接・間接を問いません。

(滞納している税金がある場合)

問18 現在滞納している税金がある場合には猶予を受けられないのか。

(答)

- 換価の猶予については、他に滞納（猶予中のものを除きます。）となっている道税がある場合は、猶予が認められないことがあります。
- 他方、特例猶予については、猶予を受けようとする道税以外に滞納している道税があっても、猶予を受けることができます。
- 現在滞納している道税がある方は、まずは、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。

(担保の提供の要否)

問19 猶予を受けるためには担保の提供は必要か。

(答)

- 猶予を受けるためには担保の提供が必要となる場合がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方については、明らかに担保を提供できる状況でない限り、担保は不要としています。
- 特例猶予については、担保は不要です。

#### IV 特例猶予を受けられる要件

(新型コロナウイルス感染症と収入の減少の因果関係)

問20 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響による収入の減少とは何か。

(答)

- 例えば、納税者又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響等により、収入の減少があった場合が該当します。

問21 収入減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響であることを証明する必要があるか。

(答)

- 申請の際に、新型コロナウイルス感染症等が事業に与えた影響を、申請書にあらかじめ記載してある項目（例えば「イベント等の自粛で収入が減少」）の中から選んでチェックしていただければ結構です。

(収入の減少率の計算)

問22 どの程度収入が減少していれば、特例猶予の適用を受けられるか。

(答)

- 令和2年2月1日から納期限までの間の任意の期間（1か月以上）の収入金額が、前年同期の収入金額に対して、概ね20%以上減少していれば、特例猶予の要件に該当することとなります。

問23 収入の減少率が20%未満の場合には特例猶予を受けられないのか。

(答)

- 「前年同期比概ね20%以上の収入の減少」という基準の適用については、現に収入の減少が20%に満たないことのみをもって一概に特例の適用を否定するものではなく、収入の減少が20%に満たない場合でも、今後、さらに減少率の上昇が見込まれるときなどは、これを勘案して総合的に判断しますので、このような事情がある場合は、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談いただくようお願いします。

- なお、特例猶予が認められない場合であっても、他の猶予制度を利用できる場合がありますので、併せてご相談ください。

問24 「任意の期間（1か月以上）」については、例えば、3月1日から3月31日までなど、暦通りの月でないといけないのか。

(答)

- 令和2年2月以降納期限までの間の任意の1か月において、前年同月の収入と比較して、概ね20%以上減少している場合、特例猶予の要件に該当することになります。
- 「任意の期間（1か月以上）」については、例えば3月15日～4月14日など、月の途中からの1か月でも構いません。

問25 前年同期の収入金額が分からない場合は、減少率をどう算出すれば良いか。

(答)

- 法人の場合は、前期に税務署へ提出した「法人税申告書」に添付した「法人事業概況書」の裏面に「月別売上高等の状況」があります。また、個人事業者で青色決算書を提出されている方は、「青色決算書」の2面に「月別売上（収入）金額及び仕入金額」がありますので参考としてください。
- なお、このような書類も不明である場合は、前年の収入を対応する月数で按分するなどして、1か月の収入の概算を求めることとしても構いません。

問26 前年同期には事業を行っていなかった場合は、減少率をどう算出すれば良いのか。

(答)

- 比較対象となる前年同期が無い場合、比較に適した期間（収入が生じた期間のうち1か月以上の期間）で収入減少率を算出することになりますので、直近1年程度の収入状況がわかる資料をお手元にご用意の上、ご相談ください。

(黒字の場合の特例猶予の適用)

問27 対象期間の損益が黒字の場合でも特例猶予が受けられるか。

(答)

- 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例猶予が受けられます。

(一時的な収入がある場合の収入金額の計算)

問28 「事業等に係る収入」とは何か。一時的な収入も含まれるのか。

(答)

- 「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入のことですので、法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。
- 他方、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

(国からの給付金等を受け取った場合の収入金額の計算)

問29 国や都道府県から支給される各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は「事業等に係る収入」に含まれるか。

(答)

- 国や都道府県から支給される各種給付金は臨時的な収入に該当しますので、収入金額の計算に当たっては、各種給付金の額を含める必要はありません。

(賃料を減免・猶予した場合の収入金額の計算)

問30 不動産賃貸業を営む納税者が、賃借人に対し賃料を減免したり、支払を一定期間猶予したような場合は、「収入の減少」に該当するのか。

(答)

- 特例猶予の適用の要件である「収入の減少」が生じたかどうかを判断するための収入金額の計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置の影響により、納税者（不動産の賃貸人）が収入すべき対価の額（賃料）を減免した場合や納期限まで支払いを猶予している場合には、その減免又は猶予した額は収入金額に含める必要はありません。

(フリーランス、給与所得者の方)

問31 フリーランスは特例猶予を受けられるか。[R2. 9. 10更新]

(答)

- 「事業等に係る収入」は事業所得に限定されないため（問28参照）、フリーランスの方も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象となります。

問32 パートやアルバイトの給与所得者は特例猶予を受けられるか。

(答)

- パートやアルバイトの方を含む給与所得者も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象となります。

(特例猶予の対象となる道税)

問33 特例猶予の要件で、「令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する道税」とは具体的にどのような税金が含まれるのか。[R2.9.10更新]

(答)

- 例えば、
  - ① 納期限が令和2年8月末日となる個人事業税
  - ② 納期限が令和2年2月末日となる令和元年12月末決算法人の法人道民税・法人事業税の確定申告分等は、特例猶予の対象となります。  
一方、令和元年11月末決算法人の法人道民税・法人事業税の確定申告分は、納期限が令和2年1月末日となりますので、特例猶予の対象になりません。

- 具体的な納期限が期間内にあればよく、例えば、修正申告や更正・決定などにより生じた納税義務であっても対象となります。

(注) 総合振興局長（振興局長、道税事務所長）への申請により申告期限等が延長されている場合は、延長後の納期限が令和2年2月1日から令和3年2月1日までに到来するものが、特例猶予の対象となります。

(特例猶予の要件を満たさない場合)

問34 収入の減少率が低いなど、特例猶予を受けられる要件を満たさない場合は、直ちに納税する必要があるのか。

(答)

- 特例猶予が認められない場合であっても、他の猶予制度（換価の猶予など）を利用できる場合がありますので、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。

(特例猶予の適用)

問35 令和3年2月2日以後に納期限が到来する道税について、特例猶予はもう受けることができないのか。[R3. 2. 15追加]

(答)

- 特例猶予の対象は、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する道税となっています。
- そのため、令和3年2月2日以後に納期限が到来する道税については、特例猶予を受けることができません。
- ※ 申告期限の個別延長申請により、道税の納期限が令和3年2月2日以後に延長された場合も同様に、特例猶予を受けることができません。

(特例猶予の申請期限)

問36 令和3年2月1日より前に納期限が到来する道税について、申請期限までに特例猶予の申請ができなかった。このような場合も、特例猶予は受けられないのか。[R3. 2. 15追加]

(答)

- 特例猶予の申請は、納期限までに行う必要があります。
- ただし、申請できなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合、申請期限を経過していても申請により特例猶予を受けることができます。
- ※ 特例猶予を受けることができる道税は、令和3年2月1日までに納期限が到来する道税です。
- ※ 申請期限を経過した後にされた申請により猶予の適用を受けた場合であっても、延滞金の免除などの猶予の効果は、納期限の翌日から受けられます。
- やむを得ない理由があるかどうかについては、納税者の方が申請できなかったご事情をお伺いさせていただいた上で柔軟に取り扱うこととしていますが、例えば、職員から特例猶予の制度を繰り返しご案内していたにもかかわらず、申請がされていないような場合は、やむを得ない理由があるとは認められません。  
申請期限を経過している場合は、お早めに最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。

問37 特例猶予を受けているが、猶予期間が終了したらどうなるのか。[R3. 2. 15追加]

(答)

- 現在、特例猶予を受けている道税については、その猶予期限までにお忘れなく納税いただきますようお願いいたします。
- なお、猶予期間の終了後は延滞金がかかります。また、督促状が送付されることがあります。
- ※ 令和3年における延滞金は、年8.8%の割合でかかります。
- 特例猶予を受けている道税について、猶予期間の終了日までに納税できない場合には、換価の猶予又は徴収の猶予を受けられることがあるため、お早めに最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください

問38 特例猶予の猶予期間の終了日はどうやって確認すればよいか。[R3. 2. 15追加]

(答)

- 特例猶予を許可したときに送付しております「徴収猶予許可通知書」の「猶予期間」欄に、猶予期間の終了日を記載しておりますので、ご確認をお願いします。
- なお、特例猶予の猶予期間の終了日が近づいてきた納税者の方に対しましては、総合振興局・振興局・道税事務所より、個別に、電話又は文書にてご連絡をしております。



## V 猶予申請の手続

(申請の必要性)

問39 猶予を受けるためには申請が必要なのか。あるいは、自動的に猶予を受けられるのか。

(答)

- 猶予は納税者の方からの申請に基づいて適用することとなりますので、自動的に猶予を受けられません。納税にお困りの方は、まずは、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。

(申請の期限)

問40 猶予の申請に期限はあるのか。[R2. 9. 10更新]

(答)

- 申請による換価の猶予については、納期限から6か月までに申請する必要があります。  
なお、延滞金は納期限の翌日から発生しますので、猶予の申請はできるだけ早く行うことをお勧めします。
- 特例猶予の申請は、納期限までに行う必要があります。

問41 猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなるのか。

(答)

- 期限内に申告・納税された方との公平性を勘案すると、申請期限を経過した場合は、猶予を受けることは難しくなります。
- ただし、特例猶予については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことに伴う事業資金の貸付けを受けるための手続を行っていたこと等やむを得ない理由があると認められる場合には、申請期限を経過していても申請を行うことができます。
- なお、外出自粛要請等により、猶予申請ができない環境である場合は、申請期限を個別に延長できる場合がありますので、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。

(換価の猶予を受ける場合の延滞金の発生時期)

問42 換価の猶予を受けようとする場合、猶予の申請期限内であれば、いつ申請をしても延滞金の負担は同じか。

(答)

○ 換価の猶予は納期限から6か月以内であれば申請することができますが、延滞金は納期限の翌日から発生しますので、納期限を超えて猶予申請されると、納期限の翌日から猶予申請日までの間は通常の割合で延滞金がかかることとなります。

○ 納税者の方にとって不利となりますから、早めの申請をお勧めします。

(申請書の記載方法等)

問43 申請書の記載方法が分からない場合にはどこに尋ねればよいか。

(答)

○ 申請書の記載方法が分からない場合は、道税ホームページの猶予申請書の記載例をご参照いただくほか、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。

(特例猶予の申請に必要な書類)

問44 特例猶予申請のためにはどのような書類を準備する必要があるか。

(答)

○ 特例猶予の申請に当たっては、申請書とともに、以下の書類を提出してください。

① 「財産目録」及び「収支の明細書」

ただし、猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて、「財産収支状況書」

② 事業収入の減少等の事実を証する書類(例：売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなど)

○ また、最近(2か月程度)において国税、市町村税、社会保険料の特例猶予を受けている場合は、その申請書、提出書類、許可通知書の写しを添付していただくことで、道税の猶予申請書のうち国税等の申請と重複する事項の記載や上記①・②の添付が省略できます。

○ なお、帳簿等を準備することが難しい場合は、職員による聞き取りで対応しますので、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。

(申請書の提出方法)

問45 都道府県から外出自粛の要請が出ているが、総合振興局等に行かなければ申請できないのか。

(答)

- 猶予申請書の提出は、郵送又は電子申請 (eTAX) でも受け付けております。詳しくは、道税ホームページをご覧ください。

(税理士による代理申請)

問46 税理士に申請書の提出や電子申請 (eTAX) を依頼することは可能か。

(答)

- 猶予は、税理士により代理申請が行えます。

(eTAXの利用可能時間)

問47 eTAXは、いつでも利用可能なのか。

(答)

- eTAXの利用可能時間は、休日、祝日を除く平日の8時30分から24時00分までご利用いただけます。  
また、毎月最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分から24時00分までご利用いただけます。

(申請から猶予適用までの所要日数)

問48 申請書を提出してから結果 (猶予の許可) が通知されるまで何日程度かかるか。

(答)

- 可能な限り迅速な対応に努めておりますが、1～2週間で「猶予許可通知書」が到着しない場合は、総合振興局等において確認したい事項がある場合などが考えられます。総合振興局等からの連絡があると思いますが、ご心配な場合は申請先の総合振興局等にお問い合わせください。
- 延滞金の免除などの猶予の効果は、許可した日に関わらず、申請日に遡って適用されますのでご安心ください。

(申請から猶予適用までの間の延滞金)

問49 申請から許可までの間の延滞金は軽減・免除されないのか。

(答)

- 延滞金の免除などの猶予の効果は、許可した日に関わらず、申請日に遡って適用されます。

(国税等の猶予申請)

問50 国税、市町村税（地方税）、社会保険料についても猶予を受けたいが、それぞれ申請する必要があるか。

(答)

- それぞれに申請いただく必要はありますが、申請の際のご負担を軽減するとともに、迅速かつ柔軟に猶予を適用していくため、関係機関で連携し、

- ① 猶予申請書の様式は、国税、地方税、社会保険料において可能な限り共通化する
- ② 道税の猶予が既に許可されている場合には、国税等の猶予申請に当たり、道税の猶予申請書、提出書類、猶予許可通知書の写しを添付いただくことで、

- ・ 国税等の猶予申請書の記載等を大幅に省略できる(注)
- ・ 国税等における審査を大幅に省略し、迅速に猶予を許可することとしています。

(注) 例えば、市町村税の猶予申請書には、住所・氏名のほか猶予対象税額など、「1 申請者名等」を記載いただき、「2 猶予可能額の計算」欄については、「別紙道税の申請書のとおり」等と記載いただくことにより、記載と添付資料を省略することができます。

- なお、猶予の適用については、法令が申請主義を採用しているほか、国税・地方税・社会保険料で納期限・申請期限や税額等が異なることから、申請そのものを省略することはできません。お手数ですが、それぞれに申請していただく必要がありますので、ご理解ください。

## VI 特例猶予から他の猶予への切替え

(特例猶予期間内に納税できない場合)

問51 特例猶予の猶予期間が終了するが、期間内に納税できない場合はどうすればよいか。〔令和3年2月15日追加〕

(答)

- 特例猶予を受けている道税について、猶予期間の終了日までに納税できない場合には、換価の猶予又は徴収の猶予を受けられることがあります。
- 換価の猶予又は徴収の猶予を受けると延滞金が軽減されるため、お早めに最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。
- ※ 令和3年における延滞金の軽減については、年8.8%の割合が年1.0%の割合となります。

(特例猶予から他の猶予への切替え)

問52 特例猶予の猶予期間が終了した後に他の猶予を受けるためにはどうすればよいか。〔令和3年2月15日追加〕

(答)

- 換価の猶予又は徴収の猶予の適用に当たっては、総合振興局・振興局・道税事務所において審査を行っているため、猶予申請書や財産及び収支に関する書類等の提出をお願いしております。また、猶予の審査に当たり、納税者の方の状況等を確認させていただくことがあるため、元帳や売上帳などの収支状況の分かる書類、手元資金の現在高が分かる現金出納帳や預金通帳を準備していただくとスムーズな対応が可能です。
- ※ 国税、社会保険料等に猶予申請等をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。
- ただし、帳簿等を準備することが難しい方におかれましても、職員による聞き取り等によって対応しておりますので、まずは最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所にご相談ください。